

1. 本「公営企業債券発行概要書 証券情報」(以下「本証券情報概要書」といいます。)において記載する第 18 回公営企業債券額面総額 400 億円(以下「本債券」といいます。)は、公営企業金融公庫法(昭和 32 年 4 月 27 日法律第 83 号。以下「公営公庫法」といいます。)第 23 条第 1 項に基づき、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、公営企業金融公庫 (以下「公庫」といいます。)が発行する債券です。
2. 本債券は、政府保証の付されていない公募債券(財投機関債)です。
3. 本債券の発行者である公庫の詳細について記載し、本証券情報概要書と同時に投資家に交付された別冊「公営企業債券発行概要書 発行者情報 平成 16 年度決算」(以下「発行者情報概要書」といいます。)は、本証券情報概要書と一体をなします。発行者情報概要書には、公庫の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 17 年 7 月 31 日時点以前の情報に基づき記載していません。本債券への投資判断にあたっては、発行者情報概要書も併せてご覧ください。
4. 本債券については、証券取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「証券取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報概要書及び発行者情報概要書については、証券取引法第 2 章の規定は適用されません。よって、本証券情報概要書及び発行者情報概要書は、証券取引法に基づく法定開示書類ではありません。
5. 発行者情報概要書記載の公庫の財務諸表は、公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年 3 月 31 日法律第 99 号)、関連政省令、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に依拠して作成したものです。なお、公庫の予算及び決算に関する法律ではいわゆる中間決算制度が採用されていないため、公庫では中間財務諸表を作成していません。
また、発行者情報概要書には、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を参考情報として記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成したものです。
上記の財務諸表は、いずれも証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けていません。

本証券情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
電話番号 東京 03-3539-2697
公営企業金融公庫 経理部 資金課

目 次

第1	募集要項	2
	1. 新規発行債券	2
	2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託	6
	3. 新規発行による手取金の使途	6
第2	発行者情報概要書の補完情報	7
	1. 発行者情報概要書の補完情報	7

第 1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第 18 回公営企業債券	券 面 総 額	金 40,000,000,000 円
記名・無記名の別	無 記 名 式	発行価額の総額	金 39,992,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円及び 1 億円の 2 種	申 込 期 間	平成 18 年 1 月 25 日
発 行 価 額	額面 100 円につき 金 99 円 98 銭	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 99 円 98 銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 1.53%	払 込 期 日	平成 18 年 2 月 7 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成 27 年 12 月 18 日(金)	登 録 機 関	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成 18 年 6 月 20 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 発行日の翌日から平成 18 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に記載の利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「11. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 27 年 12 月 18 日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、いつでもすることができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「11. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>
担保	本債券の債権者(以下「本債権者」という。)は、公営公庫法の定めるところにより、公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約	担保提供制限 該当事項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項 該当条項なし
取得予定格付	<p>1. 取得格付 A A A</p> <p>2. 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター</p> <p>3. 格付取得日 平成 18 年 1 月 25 日</p>
取得予定格付	<p>1. 取得格付 A A -</p> <p>2. 指定格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス</p> <p>3. 格付取得日 平成 18 年 1 月 25 日</p>
摘要	<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 公営公庫法第 25 条第 1 項に基づく本債券の募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は株式会社三菱東京 U F J 銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成 18 年 1 月 25 日付募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める権限及び義務を有する。</p> <p>2. 期限の利益の喪失事由</p> <p>本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公庫が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 50 億</p>

<p>摘要</p>	<p>円を超えない場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 法令により、本債券の償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。</p> <p>(4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>3. 債券の喪失</p> <p>(1) 本債券の債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を公庫に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、公庫は、代わり債券をその者に交付することができる。</p> <p>(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、支払期日が到来したものに対しては、その利息を支払う。</p> <p>(3) 本債券の債券を毀損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。</p> <p>4. 代わり債券の交付の費用</p> <p>公庫は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様である。</p> <p>5. 欠缺利札の取扱</p> <p>本債券を償還する場合において、欠けている支払期日未到来の利札があるときは、その利札面金額に相当する金額を償還額から控除する。ただし、その利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。</p> <p>6. 公告の方法</p> <p>公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を公庫に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示</p> <p>公庫は、その本店に本債券の債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 本債券の発行要項及び委託契約の公示方法</p> <p>本債券の発行要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供する。</p> <p>9. 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 公庫は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、</p>
-----------	---

<p>摘要</p>	<p>本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債権者は、その保有する本債券の債券(又は登録内容証明書)を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>11. 元利金支払場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行本店及び国内各支店</p> <p>大和証券エスエムビーシー株式会社本店</p> <p>日興シティグループ証券株式会社本店</p> <p>ゴールドマン・サックス証券会社東京支店</p> <p>野村証券株式会社本店</p> <p>みずほ証券株式会社本店</p> <p>モルガン・スタンレー証券会社東京支店</p>
-----------	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

	引受人の氏名または名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	百万円 19,000	1. 引受人は本債券の全額につき共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 引受手数料は額面100円につき金30銭(ただし、そのうち幹事手数料(額面100円につき金5銭)については、その額が金1,000万円を超える場合においては、金1,000万円。)とする。
	日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	19,000	
	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店	東京都港区六本木六丁目10番1号	500	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	500	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500	
	モルガン・スタンレー証券会社東京支店	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	500	
	計		40,000	
債券発行事務の委託	受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
39,992百万円	121百万円	39,871百万円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額39,871百万円は、公営公庫法第19条及び同法附則第10項に定める業務を行うために必要な資金に充当されます。

第2 発行者情報概要書の補完情報

1. 発行者情報概要書の補完情報

発行者情報概要書に記載された内容について、発行者情報概要書の作成日以降現在（平成18年1月25日）までの間において生じた公表すべき事項は、次のとおりです。

(イ) 政策金融改革について（発行者情報概要書 第1 3(ハ)及び第2 2(ホ)関連）

経済財政諮問会議において、関係機関・関係団体からのヒアリング等を経て、平成17年11月29日に「政策金融改革の基本方針」（以下、「基本方針」という。）のとりまとめが行われました。さらに、基本方針のとりまとめに続き、政府・与党は、政策金融改革について4項目の合意（以下、「政府・与党合意」という。）を行いました。

その後、平成17年12月24日には、基本方針及び政府・与党合意の内容を盛り込んだ「行政改革の重要方針」（以下、「重要方針」という。）が閣議決定されました。重要方針中、当公庫に関連する記述は以下のとおりです。

なお、基本方針の内容、基本方針のとりまとめに先立って行われた関係機関・関係団体からのヒアリングの状況、その後の会議で提出された資料等については、同会議のホームページで閲覧できます。

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日

閣 議 決 定

本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成18年度通常国会に提出する。

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」（平成17年11月29日）に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

(1) 基本原則

ア 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
- ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③ 円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）

イ 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減

- ① 貸出残高対 GDP 比半減を平成 20 年度中に実現する
- ② 新たな財政負担を行わない
- ③ 市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う
- ④ 民営化する機関は完全民営化を目指す

ウ 民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備

エ 効率的な政策金融機関経営を追求

- ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
- ② 政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止
- ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

（2）政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、（イ）政策金融から撤退するもの、（ロ）政策金融として必要であり残すもの、（ハ）当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

ウ 公営企業金融公庫分野（イ）

地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。

（3）新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

ア 政策金融から撤退する機能に係る組織

③ 現行公営企業金融公庫

- (ア) 廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。
- (イ) 必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。

（4）その他留意事項

ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

(5) 新組織移行への工程等

ア 政策金融改革推進本部（平成 17 年 12 月 9 日閣議決定。以下「本部」という。）において、政策金融改革を進める。

イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに本部で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。

ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

エ 本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。

また、平成 18 年 1 月 6 日の閣僚懇談会において、政策金融改革に係る当面の作業等について、中馬行政改革担当大臣から、政策金融の詳細な制度設計の作業の過程において、1) 3 月末を目途に中間報告を行うこと、2) 特殊法人等改革推進本部参与会議の知見を活用すること等の発言がなされています。

(ロ) 平成 18 年度予算案について（発行者情報概要書 第 2 6 (f) 関連）

平成 17 年 12 月 24 日に平成 18 年度予算の政府案が閣議決定されました。

当該予算案に基づく、当公庫関連事項の概要は以下のとおりです。

I. 貸付計画額

平成 18 年度地方債計画等を踏まえ、貸付計画額を 1 兆 4,777 億円（前年度 1 兆 6,064 億円）とする。

(単位：億円、%)

区 分		平成 18 年度 (A)	平成 17 年度 (B)	増減率 ((A)-(B))/(B)
一 般 貸 付	一 般 会 計 債	3,504	4,036	△ 13.2
	公 営 企 業 債	9,193	9,918	△ 7.3
	公 営 企 業 借 換 債	2,000	2,000	0.0
	小 計	14,697	15,954	△ 7.9
公 社 貸 付		80	110	△ 27.3
合 計		14,777	16,064	△ 8.0

(注) 平成 18 年度地方債計画(公庫資金)のうち当年度貸付見込額及び平成 17 年度地方債計画のうち過年度貸付見込額を合算した額である。なお、農林漁業金融公庫からの受託貸付は含まない。

(参考) 地方債計画 (公庫資金)

(単位: 億円、%)

区 分		平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減率 ((A)-(B))/(B)
公庫 資金	一般会計債	3,053	3,592	△ 15.0
	公営企業債	9,007	9,738	△ 7.5
	公営企業借換債	2,000	2,000	0.0
	計	14,060	15,330	△ 8.3

(注) 地方債計画における公庫資金の構成比は10.1% (前年度9.9%) となっている。

II. 公営企業借換債の確保

公営企業借換債について資本費負担の著しく高い一定の公営企業に対する借換債 (従来分) を確保するとともに、平成18年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債について借換債を措置することとし、公営企業借換債の計画額を2,000億円 (前年度同額) とする。

(1) 従来分 1,000億円

(対象団体)

資本費負担が著しく高い一定の公営企業

*対象事業

上水道事業、工業用水事業、交通事業 (地下鉄事業)、下水道事業

(対象債)

利率6.0%以上 (前年度同率以上) の公営企業債

(2) 臨時特例分(新規) 1,000億円

従来分の対象とならないものについても、平成18年度の臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債について、借換枠を別途1,000億円確保。

(対象事業)

上水道事業、下水道事業

III. 臨時特別利率制度の貸付枠の確保及び再編

公営企業による社会資本整備の推進に資するため、平成19年度まで制度を延長するとともに、平成18年度の貸付枠3,600億円 (前年度3,900億円) を確保し、対象事業の再編を下記のとおり行う。

①地域社会基盤整備対策分

②防災・安全対策分

対象事業として水道事業(上水道災害対策事業(自家発電)、上水道保安対策事業)を追加

③環境・福祉対策分

対象事業として病院事業(小児医療提供体制整備事業)、下水道事業(水質改善事業)を追加

IV. 公営企業債券の発行計画

公営企業債券総額を1兆8,050億円 (前年度1兆9,660億円) とする。

政府保証債については、1兆円 (総額に占めるシェア55%) を確保するとともに、政府保証国内債のうち15年債を前年度に比べ増額し800億円 (前年度400億円) 発行する。

(単位：億円、%)

区 分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減率 (A)-(B)/(B)
政府保証債	10,000	11,700	△ 14.5
国内債	8,700	10,400	△ 16.3
10年	7,900	10,000	△ 21.0
15年	800	400	100.0
外債	1,300	1,300	0.0
財投機関債	4,200	4,000	5.0
縁故債	3,850	3,960	△ 2.8
合 計	18,050	19,660	△ 8.2